解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

福岡市城南区荒江一丁目二七番六号

有限会社鎮西実業

清算人　渡邉　正信

解散公告

当組合は総会の決議により、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

長崎県雲仙市南串山町甲五〇四五番地一

南高地方酪農業協同組合

清算人　野上　利幸

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大分市乙津町三番一号

株式会社Ｓ．Ｅ．テック

代表清算人　日下　明宏

解散公告

当法人は、令和七年八月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

沖縄県那覇市古島二丁目三一番地一

特定非営利活動法人沖縄呼吸ケア研究会

清算人　池間　将士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

沖縄県那覇市字松川三〇九番地一ａ．ｓｕｏ坂下九〇二

株式会社ＹＡＮＫＥＥ　ＢＯＹ　ＰＲＯＪＥＣＴ

代表清算人　スミス・ガフェリー・ウィリアム

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都品川区大井一丁目四八番八号三谷ビル一Ｆ

医療法人社団ＷｉＮ

清算人　大島　晃

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月二日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都目黒区目黒本町六丁目五番五号

医療法人社団慶心有来会

清算人　斉藤　拓也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

東京都中央区日本橋小網町一六番一九号小網町大都ビル二階

医療法人あしたば

清算人　田中　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

鹿児島県鹿屋市札元二丁目三八〇八番地一

医療法人ひろた耳鼻咽喉科

清算人　廣田　常治

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

千葉県茂原市早野三四〇一

ジャパンディスプレイ労働組合茂原支部

清算人　外　慎一

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

名古屋市東区白壁三丁目一一番五号

宗教法人御嶽教心揚教会

清算人　野々垣健治

解散公告（第三回）

当公社は、令和七年八月八日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留一九番地の一

湯梨浜町土地開発公社

代表清算人　吉川　寿明

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月八日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

熊本県荒尾市四ツ山町一丁目一〇番一五号

宗教法人大自然教会

清算人　弁護士　山本　好郎

連絡先　熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階　山本・中山法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二日

大分県中津市三光下深水九六六

宗教法人照光寺

清算人　奥永　学